



【彼岸花と曼珠沙華】

この事務所だよりを書いている 9 月 28 日も、雨の降る朝となりました。

今年は、8 月の「令和 8 年 8 月千葉豪雨」に続き、9 月には台風 25 号の影響で千葉県や神奈川県などが記録的な大雨に見舞われました。今週も、台風 26 号や秋雨前線の動きが気になるところです。

東京都心では、本日 28 日まで 33 日連続で降水が観測されています。8 月 27 日から一日も途切れることなく続き、2019 年の観測史上最長記録に並んだそうです。明日 29 日にも降水が観測されれば 34 日連続となり、記録を更新することになります。



八木原の里（群馬県）に咲く彼岸花
（わたらせ渓谷鉄道沿い）

この夏から秋にかけての豪雨災害でお亡くなりになった方々とそのご家族に、心からお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。

振り返ってみれば、8 月中旬以降、例年とは少し違う初秋を過ご

しているように感じます。

これが長い気象の歴史の中でたまたま巡ってきた一時的な現象なのか、それとも地球温暖化に伴う気候変動の一端なのか、私には分かりません。ただ、気象庁によれば、日本では極端な大雨の発生頻度が長期的に増加しており、今後も雨の降り方は極端になると予測されています。目の前の長雨を直ちに地球温暖化と結び付けることはできませんが、「これまでとは違う天候」が少しずつ日常になっているのではないかと考えてしまいます。

そんな天候の中でも、季節は歩みを進めているようです。

私のランニングコースである荒川河川敷では、今年も鮮やかな赤い彼岸花が咲きました。長雨が続く中でも、お彼岸の頃になると、地面からすっと花茎を伸ばし、いつの間にか花を咲かせています。

「彼岸花」という名前は、その名のとおり、秋の彼岸の頃に咲くことに由来するそうです。植物としての和名は「ヒガンバナ」で、学名は *Lycoris radiata*。もう一つよく知られた名前が「曼珠沙華（まんじゅしゃげ）」です。

「曼珠沙華」は、仏教に由来する言葉で、サンスクリット語を音に写したものとされています。仏教では「天上に咲く花」を指し、日本では、赤いヒガンバナの別名として親しまれるようになったとのこと。



八木原の里（群馬県）に咲く彼岸花
（わたらせ渓谷鉄道沿い）

もっとも、植物に疎い私が「曼珠沙華」という言葉を初めて知ったのは、植物図鑑でも仏教の本でもなく、おそらく山口百恵さんの歌だったと思います。

山口百恵さんの「曼珠沙華」は、阿木燿子さんの作詞、宇崎竜童さんの作曲です。このご夫妻による作品には、ほかにも数々のヒット曲があります。

そういえば、8月25日放送のNHK「うたコン」では、一夜限りの復活を果たした高田みづえさんが、デビュー曲「硝子坂」を披露していました。この曲も宇崎さんの作曲です。ダウン・タウン・ブギウギ・バンドでの宇崎さんの姿と、「硝子坂」の曲調が、私の中ではなかなか結び付かないのですが、皆さんはいかがでしょう(笑)

脱線ついでにもう一つ。我が家では、妻が中学生の頃から山口百恵さんの大ファンです。

長雨の秋ではありますが、花は花なりに季節を感じ取り、自分の時期が来れば静かに花を咲かせる――。今年も変わらず咲いた彼岸花を見てみると、少しほっとした気持ちになります。



我が家の玄関前に
咲く白花曼珠沙華

【飲食料品に係る消費税率の臨時的引下げ】

事務所だよりでも度々取り上げてきた消費税減税について、政府は令和8年9月15日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「大綱」といいます。）を閣議

決定しました。同日、国税庁からは「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A」も公表されています。

大綱では、令和9年4月1日から2年間、飲食料品に係る消費税率を現行の8%から1%に引き下げることとされています。併せて、中低所得の就業者を対象とする「就業者負担軽減支援金」も導入する方針です。

もっとも、本稿執筆時点で改正法案はまだ国会に提出されていません。国税庁の特設サイトにも、掲載内容は、今後法案が国会で可決・成立した場合のものであると明記されています。一方、実施予定の令和9年4月までの期間は短く、事業者としては、現時点で示されている内容を把握し、必要な準備を考え始めることが大切になりそうです。

大綱の全体像

大綱の柱は、①飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと、②就業者負担軽減支援金の導入の二つです。

飲食料品に係る消費税・地方消費税を合わせた税率は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、1%とされます。その後、令和11年4月1日からは現行の8%に戻る予定です。

一方、「就業者負担軽減支援金」は、所得等に応じて中低所得の就業者を支援する仕組みです。令和11年度からの本格実施に先立ち、令和9年度及び10年度には暫定的な措置が講じられます。具体的な支給額などは、今後の制度設計を待つ必要があります。

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

1%の対象となる「飲食料品」の範囲は、基本的に、現在8%の軽減税率が適用されている飲食料品と同じです。酒類や外食は引き続き10%、テイクアウトや出前・宅配による飲食料品の販売は原則として1%となります。

ただし、現在 8%の軽減税率が適用されている「週 2 回以上発行される新聞の定期購読料」は、今回の引下げ対象とならず、8%のままです。

したがって、例えば同じ食べ物でも、

店内で飲食すれば 10%、持ち帰れば 1%

となります。

現在の税率差は 2 ポイントですが、引下げ後は 9 ポイントに広がります。対象品目の区分自体は変わらないものの、判定を誤った場合の影響は、これまでより大きくなります。

各種特例について

今回の税率引下げは、レジの税率を 8%から 1%に変更するだけでは済みません。

例えば、飲食料品の売上げには 1%が適用される一方、店舗の家賃、機械設備、燃料、資材などの仕入れ・経費には 10%が適用されるものがあります。このため、事業者によっては、売上げに係る消費税額より仕入れに係る消費税額の方が多くなり、本則課税で申告すると還付が生じる可能性があります。

こうした影響に対応するため、大綱では、主に次の特例が予定されています。

- ・ 免税事業者が課税事業者になるための届出に関する特例
- ・ 簡易課税から本則課税に移るための届出に関する特例
- ・ 簡易課税制度における計算方法の特例
- ・ 中間申告制度の特例
- ・ 飲食料品の総額表示義務の特例

- ・ 一定の定期供給契約や通信販売についての経過措置

例えば、飲食料品の販売を行う免税事業者や簡易課税事業者については、一定の要件の下、通常より遅い時期に届出書を提出しても、その課税期間から課税事業者又は本則課税へ移行できる措置が予定されています。

また、簡易課税を続ける場合には、業種区分にかかわらず、1 %対象の飲食料品の売上税額と同額を、その売上げに対応する仕入税額として計算する特例が設けられます。簡易課税を続けるか、本則課税へ移るかを検討する際には、この特例も踏まえる必要があります。

値札やカタログなどの価格表示については、直ちに全てを貼り替えることが難しい場合に備え、令和 9 年 2 月 1 日から 5 月 31 日までの間、実際の支払額について誤認を生じさせない措置を講じることを条件として、8 %又は 1 %に基づく税込価格の表示を認める特例が予定されています。

留意すべき点

まず注意したいのは、今回の引下げが 2 年間限りの時限措置だという点です。令和 9 年 4 月には 8%から 1%へ、令和 11 年 4 月には 1 %から 8 %へと税率が変わります。その都度、レジ、販売管理システム、会計ソフト、請求書、EC サイト、値札やメニューなどへの対応が必要になります。

特に外食事業者においては、店内飲食とテイクアウトの税率差が 9 ポイントに広がることも踏まえた対応に神経を使うことになると考えられます。

飲食料品を扱う免税事業者や簡易課税事業者は、現在の課税方式を続ける場合と本則課税へ移行する場合の双方について、在庫、設備投資、経費の構成などを踏まえて試算しておくことが大切です。

また、中間申告を行う事業者は、従来の税率で計算された中間申告税額が、税率引下げ後の実態に比べて大きくなる可能性があります。大綱では、直前の課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに1%の税率が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が予定されていますので、資金繰りの面からも確認しておきたいところです。

今回の改正は、対象となる飲食料品の範囲を大きく変えるものではありません。しかし、8%から1%への大幅な引下げ、標準税率10%との9ポイントの差、そして2年後の8%への復元は、事業者の実務に少なからず影響します。

今後、法案や政省令などによって詳細が明らかになります。この事務所だよりでも、引き続き取り上げていきたいと思えます。



【税理士2年生になりました！】

昨年、長年勤めた国税の職場を去り、税理士として登録したのが令和7年9月24日。組織を離れ、自営業者として独立することへの不安を抱えながら、走り続けてきた1年でした。

おかげさまで、細々とではありますが、事務所の運営も徐々に軌道に乗ってきたように感じています。

一方で、組織にいた頃とは違い、何事も自分で考え、最後は自分で判断しなければなりません。自由である反面、常に何かが頭の片隅にあり、なかなか気の休まるときがないのも事実です。

自営業者ですから、毎日の時間を自由に使えるとも言えます。しかし、平日の夜間や土日など、休みの日にも仕事をする事が多々あります。自由になったはずなのに、意外と自由ではない——そんなことも、この1年で実感しました。

8月で62歳になりました。公務員時代とは違った意味で、肉体的にも精神的にも、相変わらず走り続けています。

「ああ、腰が痛い、肩がこる、腕が疲れる……」

そんな「60代あるある」の日々を過ごしつつも、まだまだ全力で走り続けている——少なくとも自分ではそう思っている——今日この頃です。



税理士2年目を迎えることができたのも、これまで支えてくださった皆様のおかげです。改めまして、心より感謝申し上げます。

税理士2年生も、どうぞよろしくお願いいたします。

今月も最後までお読みいただき、ありがとうございました。

